

# 令和6年度川崎町結婚新生活支援事業 補助対象要件フローチャート

YES  / NO 

令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、  
婚姻日において夫婦ともに39歳以下である



 該当しない

夫婦ともに町の住民基本台帳に登録されている



 該当しない

夫婦の合計所得が500万円未満である



 該当しない

※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、その金額により対象になる場合があります。

対象となる住居が川崎町内にあり、夫婦のどちらかが名義人になっている



 該当しない

川崎町内に2年以上継続して居住する意思がある



 該当しない

他の公的制度による家賃補助等を受けていない



 該当しない

過去にこの制度に基づく助成を受けたことがない



 該当しない

夫婦ともに税金及び使用料(水道料、町営住宅家賃等)の滞納がない



 該当しない

申請する費用は、結婚に伴い結婚後に支払った住居の取得費用や賃貸費用、リフォーム費用、  
引越し費用である (※引越し業者は、国の定める一般貨物自動車運送事業に該当している業者である)



 該当しない

婚姻日において夫婦ともに29歳以下である



補助対象になる場合があります。  
上限金額60万円



補助対象になる場合があります。  
上限金額30万円